

京都市告示第 60 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 13 日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

太秦安井山ノ内地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市右京区太秦安井一町田町，太秦安井西沢町，太秦安井松本町，山ノ内五反田町及び山ノ内西八反田町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)